証券コード：5195

バンドー化学株式会社

第93期
定時株主総会招集ご通知

日　時　平成28年６月23日(木曜日)午前10時

場　所　神戸市中央区港島南町４丁目６番６号
当社本社事業所
(末尾の「会場のご案内」をご参照ください。)

議　案

第1号議案：第93期（平成27年4月１日から平成28年3月31日まで）剰余金の配当の件

第2号議案：株式併合の件

第3号議案：定款一部変更の件

第4号議案：監査等委員でない取締役4名選任の件

第5号議案：監査等委員である取締役3名選任の件

第6号議案：監査等委員でない取締役の報酬等の件

第7号議案：監査等委員である取締役の報酬等の件

第8号議案：取締役に対する業績連動型株式報酬の件

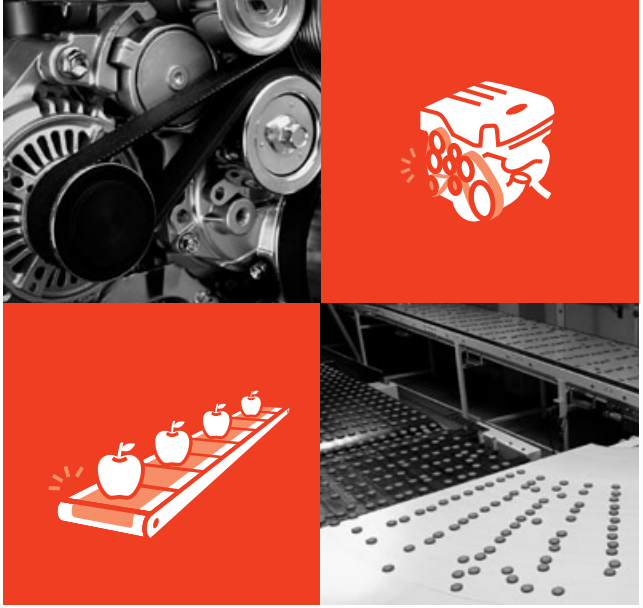

BANDO

Breakthroughs for the future



ご挨拶



代表取締役社長

吉井満隆

2016年4月に発生した九州地方における地震災害におきまして、亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申しあげます。

株主の皆様には、日頃は格別のご高配に預かり、心から御礼申しあげます。第93期定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、謹んでご挨拶申しあげます。

当社グループは、2013年度から2022年度までの中長期経営計画“Breakthroughs for the future”（未来への躍進）を策定し、「10年後のありたい姿」を目指して、鋭意、事業活動に取り組んでおります。当年度は、中長期経営計画の第1ステージの3年目として、高負荷対応の歯付ベルト「Ceptor®-X（セプターテン）S8Mタイプ、S14Mタイプ」や欧州委員会規則に適合した軽搬送用ベルト「サンライン®ベルト」など高付加価値製品の開発に努めるとともに、アジアを中心とした生産能力の増強やメキシコにおける伝動ベルト製品の販売会社の設立など、世界最適調達・生産・供給体制の構築にも取り組んでまいりました。これらの結果、売上高につきましては、中国やアセアン地域の景気減速の影響などにより、ほぼ横ばいとなりましたが、利益面につきましては、原価低減活動の徹底などにより、増益となりました。

2016年度は、創業110周年の節目の年として、これまでに進めてまいりましたベルト製品などのコア事業の製品開発や製法革新の成果を着実に刈り取ることで、第1ステージの着地点が見える位置にまで歩みを進めていきたいと考えております。全社一丸となって、コア事業の深耕と新事業の創出を加速させ、逞しく未来への躍進を目指してまいる所存です。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援を賜わりますようお願い申しあげます。

2016年6月

CONTENTS

■招集ご通知 …… 3

■株主総会参考書類 …… 7

第1号議案 第93期(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)
剰余金の配当の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

第5号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第6号議案 監査等委員でない取締役の報酬等の件

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の件

第8号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬の件

■事業報告 …… 29

1. 企業集団の現況に関する事項

2. 会社の株式に関する事項

3. 会社役員に関する事項

4. 会計監査人の状況

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制
および当該体制の運用状況

■連結計算書類 …… 51

連結貸借対照表

連結損益計算書

連結包括利益計算書(ご参考)

連結キャッシュ・フロー計算書(ご参考)

連結株主資本等変動計算書

■計算書類 …… 56

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

■監査報告書 …… 59

株 主 各 位

（証券コード5195）
平成28年6月2日

神戸市中央区港島南町4丁目6番6号
バンドー化学株式会社
取締役社長　吉井　満隆

第93期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第93期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

書面による議決権の行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご送付ください。

電磁的方法（インターネット等）による議決権の行使

6ページに記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスいただき、画面の案内に従って、上記の行使期限までに賛否をご入力ください。

インターネットによる開示について

次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ（http://www.bando.co.jp）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表
②計算書類の個別注記表
③財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

したがいまして、本招集ご通知の添付書類は、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際し、監査を行った対象の一部となります。

記

1. 日　　時　平成28年6月23日（木曜日）午前10時
2. 場　　所　神戸市中央区港島南町4丁目6番6号
当社本社事業所
（末尾の「会場のご案内」をご参照ください。）
3. 目的事項

報告事項

1. 第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告ならびに連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）剰余金の配当の件
第2号議案　株式併合の件
第3号議案　定款一部変更の件
第4号議案　監査等委員でない取締役4名選任の件
第5号議案　監査等委員である取締役3名選任の件
第6号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の件
第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の件
第8号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の件

4. 招集にあたっての決定事項

(1) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提出が必要となりますのでご了承くださいますようお願い申しあげます。

(2) 書面および電磁的方法（インターネット等）による議決権の重複行使等
書面および電磁的方法（インターネット等）により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効とさせていただきます。また、電磁的方法（インターネット等）により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

(3) 事業報告等を修正する場合の周知方法
事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.bando.co.jp）に掲載いたしますのでご了承くださいますようお願い申しあげます。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

議決権行使についてのご案内

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。
議決権の行使方法には以下の3つの方法がございます。

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

平成28年6月23日(木曜日)
午前10時

郵　送



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

平成28年6月22日(水曜日)
午後5時30分到着分まで

インターネット



当社指定の議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスいただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

行使期限

平成28年6月22日(水曜日)
午後5時30分受付分まで

詳細は次頁をご覧ください

議決権行使書のご記入方法のご案内

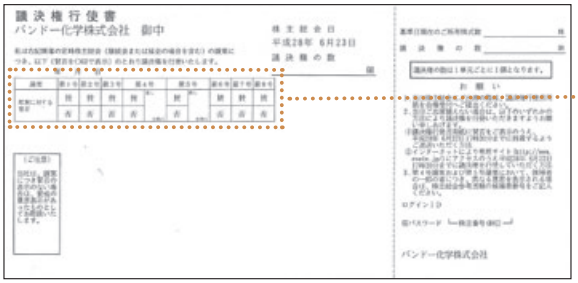
議決権行使書
バンドー化学株式会社　御中

※　当日ご出席の場合は、議決権行使書のご返送またはインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

第1号～第3号、第6号～第8号議案

➡賛成の場合：「賛」の欄に○印
➡反対の場合：「否」の欄に○印

第4号、第5号議案

➡全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
➡全員反対の場合：「否」の欄に○印
➡一部の候補者に反対の場合：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対する候補者の番号をご表示ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、次の事項をご確認のうえ、平成28年6月22日（水曜日）午後5時30分までに行使ください。

インターネットによる議決権の行使について

❶議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、当社の指定する議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）にアクセスいただくことによってのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止いたします。）。

(2) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話によるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトをご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。

❷議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（http://www.evote.jp/）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

❸複数回行使された場合の議決権の取扱いについて

(1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。

(2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

❹議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027（通話料無料）　受付時間 9:00～21:00

議決権行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

以　上

株主総会参考書類

1. 総株主の議決権の数　　93,065個

2. 議案および参考事項

第1号議案　第93期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）剰余金の配当の件

第93期期末における剰余金の配当につきましては、収益状況を配慮しつつ、安定した利益配当を行うとともに、利益還元の充実に努めるとの基本方針のもと、今期の業績に鑑み、1株当たり6円（中間配当とあわせて年12円）とし、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類

金銭

2 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき　　金 6円
総額　　563,016,252円

3 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年6月24日

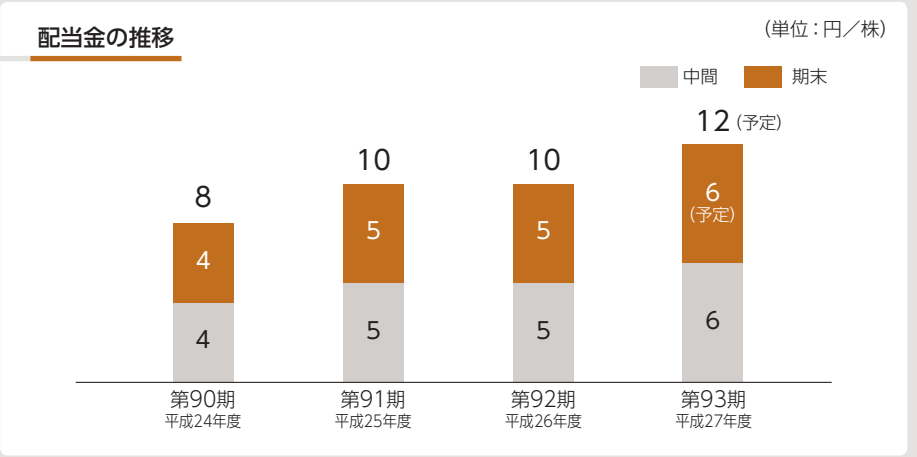

第2号議案　株式併合の件

1. 株式併合を行う理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、平成28年10月1日をもって、当社株式の単元株式数を現在の1,000株から100株に変更することを取締役会において決議いたしました。

今般、単元株式数の変更と併せて、当社株式の投資単位を全国証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）とすることを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施いたしたいと存じます。

なお、上記の単元株式数の変更は、本議案が承認されることを条件として、その効力を発生するものといたします。

2. 併合の割合

当社普通株式について、2株を1株に併合いたします。

なお、併合の結果、1株未満の端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主の皆様に対して、端数の割合に応じて交付いたします。

3. 株式併合の効力発生日

平成28年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数

1億8,700万株

<ご参考>

本議案が承認された場合、平成28年10月1日をもって、当社定款の一部は次のとおり変更されることになります。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　後　の　定　款
（発行可能株式総数） 第5条 当会社の発行可能株式総数は、3億7,850万株とする。	（発行可能株式総数） 第5条 当会社の発行可能株式総数は、1億8,700万株とする。
（単元株式数） 第7条 当会社の単元株式数は、1,000株とする。	（単元株式数） 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

第3号議案 定款一部変更の件

1．変更の理由

（1）監査等委員会設置会社への移行に伴う変更

当社は、監査・監督機能を一層強化し、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。

これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に係る規定の削除等を行うものであります。また、監査・監督機能の強化の一環として、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる旨の規定を新設するものであります（変更案第26条）。

（2）上記（1）以外の変更

①当社および当社子会社の事業の現状に即して目的事項を整理するとともに、今後の新規事業の展開に対応するため、目的事項を変更するものであります（変更案第2条）。

②インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞および神戸新聞への掲載から電子公告に変更し、併せてやむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合の措置を定めるものであります（変更案第4条）。

③取締役会の招集者および議長となる会長を定めないときまたは会長に事故あるときの招集者等の代行に関する扱いを明確にするために、所要の変更を行うものであります（変更案第23条）。

④「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により、業務執行をしない取締役との間においても責任限定契約を締結することができることとなったことから、当該契約の対象者を業務執行取締役等である者を除く取締役に変更するものであります（変更案第29条）。なお、変更案第29条の議案の提出につきましては、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

（3）その他

上記の各変更に伴う条数の変更等、所要の変更を行うものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、本総会終結の時をもって発生するものといたします。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案のとおりに改めたいと存じます。

（下線は変更部分であります。）

現　行　定　款	変　更　案
第 1 条　（条文省略）	第 1 条　（現行どおり）
（目的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　ゴムベルトおよび各種ゴム製品ならびにそれらの付属品の製造、販売、施工 (2)　再生ゴムの製造、販売 (3)　合成樹脂および合成樹脂製品の製造、販売、施工 (4)　運搬設備、動力伝動装置等の機械・器具およびそれらの付属品の設計、製造、販売、施工 (5)　情報処理機器および産業機械の関連機器・装置ならびにそれら部品および付属品の設計、製造、販売、施工 (6)　建築、土木、機械・装置等の関連資材の製造、加工、販売およびインテリヤ用品の販売 (7)　スポーツ、文化、保健等施設の経営 (8)　不動産の販売、賃貸借、仲介、管理および建物サービス業ならびに造園緑化事業 (9)　損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業 (10)　労働者派遣業ならびに市場調査、広告および宣伝に関する事業 ＜新設＞ ＜新設＞ (11)　前各号に関連する技術、ノウハウおよびソフトウェアの販売 (12)　関連事業等に対する投資 (13)　前各号に付帯関連する事業	（目的） 第 2 条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)　ゴムベルトおよび各種ゴム製品ならびにそれらの付属品の製造、販売、施工 (2)　再生ゴムの製造、販売 (3)　合成樹脂および合成樹脂製品の製造、販売、施工 (4)　運搬設備、動力伝動装置等の機械・器具およびそれらの付属品の設計、製造、販売、施工 (5)　情報処理機器および産業機械の関連機器・装置ならびにそれら部品および付属品の設計、製造、販売、施工 (6)　建築、土木、機械・装置等の関連資材の製造、加工、販売およびインテリヤ用品の販売 (7)　スポーツ、文化、保健等施設の経営 (8)　不動産の販売、賃貸借、仲介、管理および建物サービス業ならびに造園緑化事業 (9)　損害保険代理業および生命保険の募集に関する事業 (10)　労働者派遣業ならびに市場調査、広告および宣伝に関する事業 (11)　医療機器、福祉用具および介護用品の製造、販売、貸与 (12)　自然エネルギー等による発電事業およびその管理、運営ならびに電気の供給、販売 (13)　前各号に関連する技術、ノウハウおよびソフトウェアの販売 (14)　関連事業等に対する投資 (15)　前各号に付帯関連する事業

現　行　定　款	変　更　案
第 3 条　（条文省略）	第 3 条　（現行どおり）
（公告の方法） 第 4 条　当会社の公告は、日本経済新聞および神戸新聞に掲載する。	（公告の方法） 第 4 条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞および神戸新聞に掲載して行う。
第 5 条～第18条（条文省略）	第 5 条～第18条（現行どおり）
（員数） 第19条　当会社の取締役は、10名以内とする。	（員数） 第19条　当会社の監査等委員でない取締役は、10名以内とし、監査等委員である取締役は、5名以内とする。
（選任） 第20条　取締役は、株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。	（選任） 第20条　監査等委員でない取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会において選任する。 ② 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
（任期） 第21条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <新設> ② 任期の満了前に退任した取締役の補充または取締役が欠員となったときに補欠として選任された取締役の任期は、当該取締役の前任の取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第21条　監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された取締役の任期は、当該取締役の前任の取締役の任期の満了する時までとする。

現　行　定　款	変　更　案
（代表取締役および役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議により代表取締役を選定する。 ②　取締役会の決議により、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を選定することができる。 ③　取締役社長は、会社の業務を統轄する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを代行する。	（代表取締役および役付取締役） 第22条　当会社は、取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。 ②　取締役会の決議により、監査等委員でない取締役の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名を選定することができる。 ③　取締役社長は、当会社の業務を統轄する。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定める順序により、他の取締役がこれを代行する。
（取締役会の招集者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 ②　取締役会長を定めないときまたは取締役会長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。	（取締役会の招集者および議長） 第23条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長がこれを招集し、その議長となる。 ②　取締役会長を定めないときまたは取締役会長に事故あるときは、取締役社長がこれを代行し、取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれを代行する。
（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	（取締役会の招集通知） 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ②　取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現行定款	変更案
(取締役会の決議方法等) 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ②　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときはこのかぎりではない。	(取締役会の決議方法等) 第25条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。 ②　当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
<新設>	(重要な業務執行の決定の委任) 第26条　当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議をもって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
(取締役会の議事録) 第26条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。 ②　取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。	(取締役会の議事録) 第27条　取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。 ②　取締役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。
(報酬等) 第27条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(報酬等) 第28条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員でない取締役と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

現　行　定　款	変　更　案
(社外取締役の責任限定契約) 第28条　当会社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任限定契約) 第29条　当会社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
第５章　　監査役および監査役会	第５章　　監査等委員会
(監査役および監査役会の設置) 第29条　当会社は、監査役および監査役会を置く。	(監査等委員会の設置) 第30条　当会社は、監査等委員会を置く。
(員数) 第30条　当会社の監査役は、5名以内とする。	<削除>
(選任) 第31条　監査役は、株主総会において選任する。 ②　前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	<削除>
(任期) 第32条　監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②　任期の満了前に退任した監査役の補充または監査役が欠員となったときに補欠として選任された監査役の任期は、当該監査役の前任の監査役の任期の満了する時までとする。	<削除>
(常勤監査役) 第33条　監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。	<削除>

現行定款	変更案
(監査役会の招集通知) 第34条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。	(監査等委員会の招集通知) 第31条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
(監査役会の決議方法) 第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。	(監査等委員会の決議方法) 第32条　監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。
(監査役会の議事録) 第36条　監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。 ② 監査役会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。	(監査等委員会の議事録) 第33条　監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員が記名押印または法令の定めに従い記名押印に代わる措置をとる。 ② 監査等委員会の議事録は、決議の日から10年間本店に備え置く。
(報酬等) 第37条　監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。	<削除>
(社外監査役の責任限定契約) 第38条　当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	<削除>

現　行　定　款	変　更　案
第39条～第41条（条文省略）	第34条～第36条（現行どおり）
（報酬等） 第42条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て、これを定める。	（報酬等） 第37条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て、これを定める。
第43条～第46条（条文省略）	第38条～第41条（現行どおり）

第4号議案 監査等委員でない取締役4名選任の件

取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役とは区別して、監査等委員でない取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりであります。



重 任

所有する当社の株式の数：77,000株

候補者番号 1 吉井（よしい） 満隆（みつたか）（昭和33年8月18日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4 月	当社入社
平成11年 4 月	伝動事業部自動車部品販売部長
平成15年 5 月	Bando Europe GmbH取締役社長
平成19年 4 月	調達部長
平成21年 4 月	経営企画部長
平成23年 4 月	産業資材事業部長
	バンドー・ショルツ株式会社代表取締役社長
平成23年 6 月	取締役
平成25年 4 月	取締役社長（代表取締役）兼社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

吉井 満隆氏は、平成25年4月から取締役社長を務めており、強いリーダーシップのもと中長期経営計画を推進するとともに、取締役会議長として自由闊達で建設的な議論・意見交換を尊ぶ気風の醸成に努めております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、同氏のグローバルなベルト事業展開に関する深い経験と経営者としての識見が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号 2

玉垣（たまがき） 嘉久（よしひさ）

（昭和27年2月16日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年 4 月	当社入社
平成19年 4 月	営業本部東京支店長
平成22年 3 月	マーケティング部長
平成25年 4 月	ベルト事業本部長
平成26年 4 月	専務執行役員（現任）
平成26年 6 月	取締役（代表取締役）（現任）
<現在の担当>	社長補佐、営業担当

重 任

所有する当社の株式の数：37,000株

取締役候補者とした理由

玉垣 嘉久氏は、平成26年6月から代表取締役を務めており、グローバルな市場戦略を推進するなど、営業やマーケティング等に関する豊富な経験と識見に基づき、取締役としての役割・責務を適切に果たしております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、同氏の経験と識見が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。



候補者番号 3

中村（なかむら） 恭祐（きょうすけ）

（昭和31年3月26日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4 月	当社入社
平成15年12月	人事・総務部長
平成23年 4 月	経営情報システム部長
平成25年 4 月	経営企画部長
平成26年 4 月	常務執行役員（現任）
平成26年 6 月	取締役（現任）
<現在の担当>	本社管理統括担当

重 任

所有する当社の株式の数：33,000株

取締役候補者とした理由

中村 恭祐氏は、経営企画や人事・総務等に関する豊富な経験と識見に基づき、取締役としての役割・責務を適切に果たしております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、同氏の経験と識見が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。



重 任

所有する当社の株式の数：15,000株

候補者番号 4

柏田 真司（かしわだ しんじ）

（昭和37年2月27日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和60年 4 月	当社入社
平成14年11月	営業本部東京支店AMP営業部長
平成19年 4 月	営業本部大阪支店長
平成21年 4 月	伝動事業部長
平成23年 6 月	取締役（現任）
平成25年 4 月	BF推進部長、東京支店長
平成28年 4 月	常務執行役員（現任）
<現在の担当>	新事業担当

取締役候補者とした理由

柏田 真司氏は、ベルト事業や新規事業開発等に関する豊富な経験と識見に基づき、取締役としての役割・責務を適切に果たしております。当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、同氏の経験と識見が必要であることから、同氏を引き続き取締役候補者とするものであります。

（注）各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案　監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査役4名全員は本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。



新 任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社の株式の数：1,000株

候補者番号 1　**松坂（まつさか）　隆廣（たかひろ）**　（昭和25年8月11日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和49年 4 月	株式会社太陽神戸銀行入行
平成12年10月	株式会社さくら銀行三宮法人営業部長
平成14年 6 月	株式会社三井住友銀行執行役員姫路法人営業部長
平成16年 6 月	銀泉株式会社専務執行役員
平成24年 6 月	神戸土地建物株式会社代表取締役社長
平成26年 6 月	当社常勤監査役（現任）

<重要な兼職の状況>

福井ベルト工業株式会社監査役

社外取締役候補者とした理由

松坂 隆廣氏は、平成26年6月から監査役を務めており、長年にわたる金融機関における勤務経験および経営者として培われた識見をもって、大局的かつ専門的な見地からの監査を行っております。同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。



新 任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社の株式の数：0株

候補者番号 2

重松（しげまつ） 崇（たかし）

（昭和24年11月3日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和50年 4 月　トヨタ自動車工業株式会社
（現トヨタ自動車株式会社）入社
平成16年 6 月　常務役員
平成17年 6 月　富士通テン株式会社社外取締役
平成22年 6 月　代表取締役社長
平成26年 6 月　代表取締役会長（現任）
平成27年 6 月　当社取締役（現任）
平成27年 6 月　株式会社村田製作所社外取締役（現任）

<重要な兼職の状況>

富士通テン株式会社代表取締役会長
株式会社村田製作所社外取締役

社外取締役候補者とした理由

重松 崇氏は、平成27年6月から取締役を務めており、長年にわたりメーカーにおいて培われた技術者および経営者としての識見をもって、業務執行に対する独立した立場から取締役会において忌憚のない貴重な意見表明を行っております。同氏は業務執行に対する独立した立場から監査等委員としての役割・責務を果たすために適切な人材であることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。



候補者番号 3

清水　春生（しみず　はるお）　（昭和22年1月7日生）

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和45年 2 月	大金製作所（現株式会社エクセディ）入社
平成 6 年 6 月	取締役
平成 8 年 6 月	営業本部長
平成18年 6 月	代表取締役社長
平成27年 4 月	取締役会長（現任）

新 任

社外取締役候補者

独立役員候補者

所有する当社の株式の数：0株

社外取締役候補者とした理由
清水 春生氏は、長年にわたりメーカーにおいて培われた経営者としての豊富な経験と識見を有しております。同氏は独立した立場から業務執行に対する監督や助言のできる人材であることから、同氏を監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

（注）1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 候補者 松坂　隆廣氏、重松　崇氏および清水　春生氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 松坂　隆廣氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、当社の社外監査役に就任してからの年数は、2年であります。
4. 重松　崇氏が当社の社外取締役に就任してからの年数は、1年であります。
5. 清水　春生氏は、平成28年6月に開催される予定である株式会社エクセディの定時株主総会終結の時をもって同社の取締役会長を退任し、同社の相談役に就任する予定であります。
6. 当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、松坂　隆廣氏および重松　崇氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で改めて責任限定契約を締結する予定であります。また、清水　春生氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。
7. 松坂　隆廣氏および重松　崇氏につきましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。また、清水　春生氏につきましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たすものと考えられます。当社は、松坂　隆廣氏および清水　春生氏の選任が承認されることを前提として、松坂　隆廣氏については社外取締役である独立役員として、清水　春生氏については新任の独立役員として、両氏を株式会社東京証券取引所に届出る予定であります。また、重松　崇氏の選任が承認された場合、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。

第6号議案　監査等委員でない取締役の報酬等の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。当社の取締役の報酬等の額は、平成18年6月23日開催の第83期定時株主総会において、年額2億4千万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに監査等委員でない取締役の報酬等の額を定めることとし、その報酬等の額につきましては、第8号議案「取締役に対する業績連動型株式報酬の件」において、5千万円の業績連動型株式報酬の枠を別に設けることをご提案することに鑑み、2億4千万円から5千万円を減じて年額1億9千万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、この取締役の報酬等の額につきましては、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分の給与と賞与は含まないものといたします。

現在の取締役の員数は6名（うち社外取締役2名）でありますが、第3号議案「定款一部変更の件」および第4号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が承認されますと、4名（うち社外取締役は0名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第7号議案　監査等委員である取締役の報酬等の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、監査役の報酬額を月額7百万円以内としてきたことに鑑み、年額8千4百万円以内とさせていただきたいと存じます。

監査等委員である取締役の員数は、第3号議案「定款一部変更の件」および第5号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が承認されますと、3名（うち社外取締役3名）となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第3号議案「定款一部変更の件」の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第8号議案　取締役に対する業績連動型株式報酬の件

本議案は、取締役の報酬と当社株式の価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、当社の取締役（業務執行取締役でない取締役および海外居住者を除く。以下、同じ。）を対象に業績達成度に応じて当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）の導入をお願いするものであります。

1．本制度における報酬の額および内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が信託に金員を拠出し、当該信託がこれを原資として当社株式を取得し、業績達成度に応じて当社の取締役に当社株式の交付を行う業績連動型株式報酬制度です。

(2) 本制度の対象期間

本制度の対象期間は、中長期経営計画“Breakthroughs for the future”（未来への躍進）の第1ステージの残存期間2年と第2ステージの5年を合算した7年間（平成29年3月末で終了する事業年度から平成35年3月末で終了する事業年度までの7事業年度）とします。

(3) 当社が拠出する金員の上限

当社は、対象期間における取締役への報酬として、1年あたり5千万円を上限とし、これに対象期間の年数7を乗じた合計金額3億5千万円を上限とする金員を拠出し、受益者要件を満たす取締役を受益者とする株式報酬のための信託を設定します（以下、「本信託」という。）。

この株式報酬のために拠出する1年あたりの上限額5千万円は、第6号議案の金銭報酬枠の減額分に相当しますので、金銭報酬と株式報酬を合わせた報酬枠の総額は従来と同額となります。なお、本信託は、信託管理人の指図に従い、信託された金員を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得します。

また、信託期間の満了時に本制度を継続する場合、追加信託を行うことにより、本信託を継続することがあります。その場合、以降の中長期経営計画の期間を考慮し、信託期間を5年間延長することとし、信託期間ごとに合計2億5千万円の範囲内で追加拠出します。

(4) 取締役が取得する当社株式数の算定方法と上限

取締役に対して交付が行われる当社株式の数は、毎年、一定の算定式に従って、「連結当期純利益を指標とする業績達成度」および「役位」に応じて付与される株式交付ポイントに基づき定まります（ただし、株式交付ポイント

は、連結当期純利益が30億円以上であり、かつ単体当期純利益が損失とならない場合に付与できることとします。)。

株式交付ポイントの付与は、信託期間内において毎年行われ、各取締役の退任時に株式交付ポイントの累積値(以下、「累積ポイント数」という。)に応じて1ポイントにつき1株の当社株式が交付されます。

取締役が本信託から交付を受けることができる1年あたりの当社株式は、108,000株を上限とします。そのため、本信託により取締役に交付が行われる当社株式の総数は、対象期間(7年間)については756,000株、延長された信託期間(5年間)については、信託期間ごとに540,000株が上限となります。

なお、本信託に属する当社株式が株式の分割、株式無償割当て、株式の併合等によって増加または減少した場合、当社は、その増加または減少の割合に応じて、1ポイントあたり交付が行われる当社株式の数を調整します(第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されますと、平成28年10月1日を効力発生日として2株を1株に併合しますが、本議案においては、株式併合の効力発生前の株式数を記載しております。)。

(5) 執行役員に対する本制度の適用

当社と委任契約を締結している執行役員(海外居住者を除く。以下、同じ。)も本制度の対象とします。その場合、対象期間において執行役員への報酬として本信託に拠出する金員は、1年あたり2千5百万円を上限とし、本信託から交付を受けることができる1年あたりの当社株式は、54,000株を上限とします。

これにより、取締役および執行役員(以下、「取締役等」という。)への報酬として本信託に拠出する金員は、対象期間(7年間)で合計5億2千5百万円が上限となり、取締役等が本信託から交付を受けることができる当社株式の総数は、対象期間で1,134,000株が上限となります。

また、延長された信託期間(5年間)については、取締役等への報酬として本信託に拠出する金員は、信託期間ごとに合計3億7千5百万円が上限となり、また、取締役等が本信託から交付を受けることができる当社株式の総数は、信託期間ごとに810,000株が上限となります。

なお、本信託に拠出する金員は、本信託による株式取得資金に本信託制度導入に係る費用を加えた合算金額とします。

(6) 取締役等に対する当社株式の交付の方法および時期

受益者要件を満たす当社の取締役等が退任する場合、退任時までに付与された累積ポイント数に相当する当社株式について本信託から交付を受けるものとします。

(7) 本信託内の当社株式に関する議決権

本信託内にある当社株式については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権は行使されないものとします。

(8) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

2. 本制度の対象となる取締役の員数

制度開始時において本制度の対象となる取締役の員数は、第4号議案「監査等委員でない取締役4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと4名となり、取締役の報酬は、「基本報酬」、「利益連動給与」および「株式報酬」により構成されることになります。

(ご参考)

【本制度の概要】

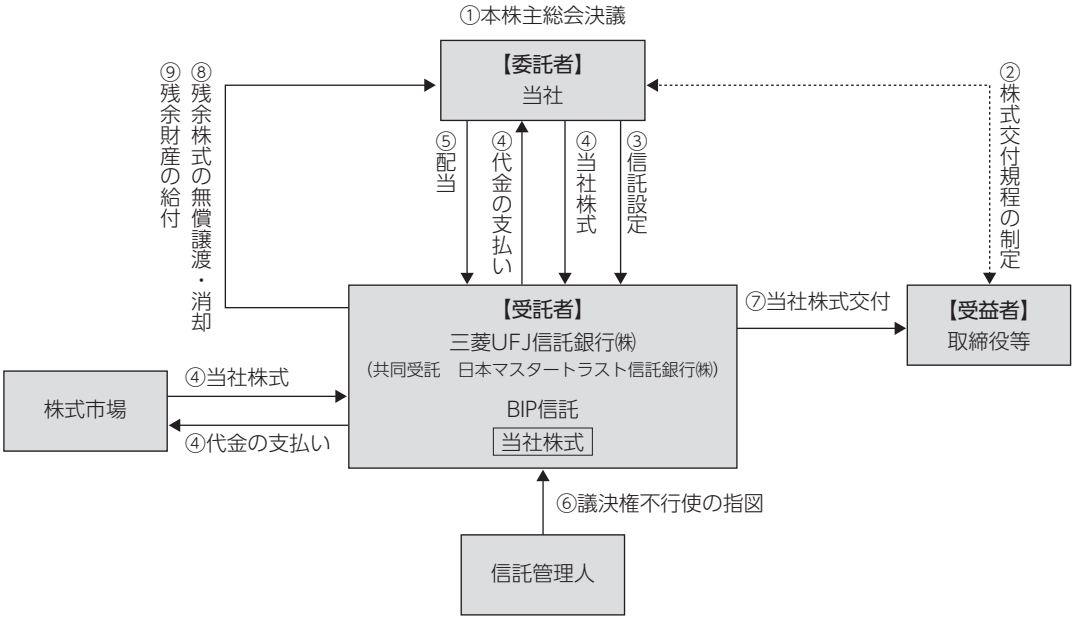

①当社は、本株主総会において本制度の導入に関する役員報酬の承認決議を得ます。

②当社は、取締役会において本制度の導入に関する役員報酬に係る株式交付規程を制定します。

③当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。

④本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を当社（自己株式処分）または株式市場から取得いたします。本信託が取得する株式数は①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。

⑤本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。

⑥本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権が行使されないものとします。

⑦信託期間中、毎事業年度における業績達成度等に応じて、取締役等にポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、当該取締役等に付与されたポイント数に相当する当社株式が退任時に交付されます。

⑧信託期間中における業績目標の未達等により信託終了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

⑨本信託の終了時の清算にあたり、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。

(注) 当社は、本株主総会決議で承認を受けた株式取得資金の範囲内で、本信託に対し、当社株式の取得資金として追加で金銭を信託する可能性があります。

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者　日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成28年8月（予定）
⑧信託の期間	平成28年8月（予定）～平成35年8月（予定）
⑨制度開始日	平成28年10月1日（予定） （平成29年3月末日で終了する事業年度を基準としてポイントの付与を開始）
⑩議決権	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫信託金の上限額	取締役等への報酬として拠出する信託金の上限額は5億2千5百万円となります（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）。
⑬交付する株式交付ポイントの上限	1年あたり162,000株に相当する株式交付ポイントを上限として取締役等に付与します。なお、上記株式数は、発行済株式総数の約0.1%となります。
⑭帰属権利者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とする。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行う予定です。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。

以　上

(添付書類)

事業報告 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当年度における世界経済は、米国において雇用環境や個人消費の改善により、緩やかな景気拡大が継続し、欧州においても地政学リスクが高まるものの景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、アジアにおいては、中国の経済成長が一段と後退し、この影響を受けたアセアン地域も不安定な状態で推移いたしました。また、日本においては、政府や日銀の経済対策の効果により、緩やかな回復が継続いたしましたが、世界経済の減速懸念を背景に先行きに不透明感が強まるなかで推移いたしました。

当社グループの主要な市場である自動車分野におきましては、米国や欧州では引き続き自動車生産台数が好調に推移いたしました。中国においては、年度の前半は新車販売の不振から減産の動きが広がりましたが、昨年10月に実施された小型車に対する減税措置の影響により、生産台数が前年度を上回りました。一方、日本では軽自動車税の引き上げ前の駆け込み需要の反動により、生産台数が前年度を下回りました。また、産業機械分野においては、国内の設備投資需要が引き続き堅調に推移したほか、高機能フイルムの主要な市場である国内の住宅分野においては、緩やかな回復基調で推移いたしました。

このような状況のなか、当社グループは、中長期経営計画“Breakthroughs for the future”(未来への躍進)の第1ステージの3年目として、自動車用、二輪車用、農業機械用および一般産業用の伝動ベルトのほか軽搬送用ベルトなどを主軸として、販売体制を強化し、日本や中国、アセアン地域を中心に顧客開拓を推進いたしました。また、ベルトおよびその周辺製品の開発を進めたほか、伸縮性ひずみセンサである「C-STRETCH®(シーストレッチ)」など、新規事業領域の製品を開発いたしました。一方、収益力向上のため原価低減活動を徹底し、世界最適調達・生産・供給体制の構築によるグローバル競争力の強化などにも取り組んでまいりました。

これらの結果、当年度は、売上高は932億7千2百万円(前年同期比2.2%減)、営業利益は59億6千万円(前年同期比24.3%増)、経常利益は63億6千3百万円(前年同期比11.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は43億8千6百万円(前年同期比16.7%増)となりました。

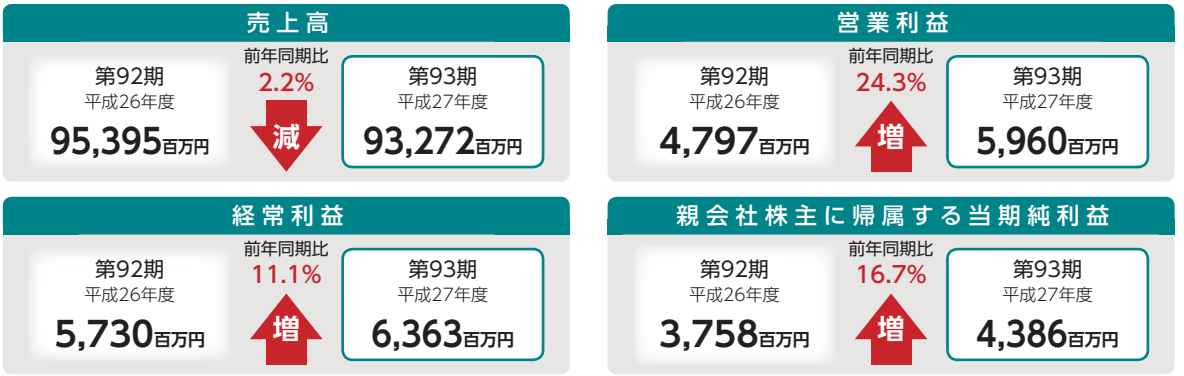

《 セグメント別の状況 》

事業（セグメント）別の状況は、次のとおりであります。

なお、当年度から、従来の2事業本部・4事業部体制から「自動車部品事業部」、「産業資材事業部」および「高機能エラストマー製品事業部」の3事業部体制に再編しておりますが、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えることが実務上困難であることから、以下、変更前の前年同期の数値と比較しております。

ベルト事業

売上高 75,878百万円（前年同期比 2.8%減）

セグメント利益 5,248百万円（前年同期比 26.3%増）

自動車部品：自動車の補機駆動用伝動ベルトにつきましては、海外市場において自動車生産台数が増加いたしましたが、日本においては減少したため、全体では販売が減少いたしました。一方、補機駆動用伝動システム製品につきましては、日本とアジアにおいて需要が伸び悩み、販売が減少いたしました。また、スクーター用変速ベルトにつきましては、アジアにおいて販売が伸長いたしました。

産業資材：産業機械用伝動ベルトおよび農業機械用伝動ベルトにつきましては、米国や中国、アセアン地域における市場開拓が奏功し、販売が伸長いたしました。運搬ベルトにつきましては、急傾斜用コンベヤベルトの販売が順調に推移したものの、資源開発用のコンベヤベルトは、資源価格下落による需要減少のため、販売が減少いたしました。また、樹脂コンベヤベルト（サンライン®ベルト）につきましては、国内において食品機械などの製造工程に使用されるベルトの販売が伸長いたしましたが、海外においては、中国の食品工場の稼働率低下などにより、販売が減少いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は758億7千8百万円（前年同期比2.8%減）、セグメント利益はナフサ価格の下落に伴う原材料調達価格の低下、原価低減の徹底、ならびに海外生産拠点の生産増に伴う採算改善が進んだことなどにより52億4千8百万円（前年同期比26.3%増）となりました。



スクーター用変速ベルト



樹脂コンベヤベルト「サンライン®ベルト」

エラストマー製品事業

売上高 15,619百万円（前年同期比 0.6%減）　セグメント利益 759百万円（前年同期比 131.0%増）

精密機能部品につきましては、中国、アジアを主としたOA機器メーカーの減産の影響により、高機能ローラおよび精密ベルトなどの販売が伸び悩みました。

機能フイルム製品につきましては、工業用フイルムの販売が減少したものの、積極的な営業活動により建築資材用フイルムやインクジェットプリント用メディア「バンドーグランメッセ®」など装飾表示用フイルムの販売が伸長いたしました。

これらの結果、当セグメントの売上高は156億1千9百万円（前年同期比0.6%減）、セグメント利益は高付加価値製品の販売伸長や原価低減活動の成果などにより7億5千9百万円（前年同期比131.0%増）となりました。


インクジェットプリント用メディア（壁紙）「バンドーグランメッセ®」

その他事業

売上高 2,630百万円（前年同期比 0.6%減）　セグメント利益 275百万円（前年同期比 39.2%増）

その他の事業といたしましては、ロボット関連デバイス事業などを行っており、売上高は26億3千万円（前年同期比0.6%減）、セグメント利益は2億7千5百万円（前年同期比39.2%増）となりました。

■当年度のセグメント別売上高構成

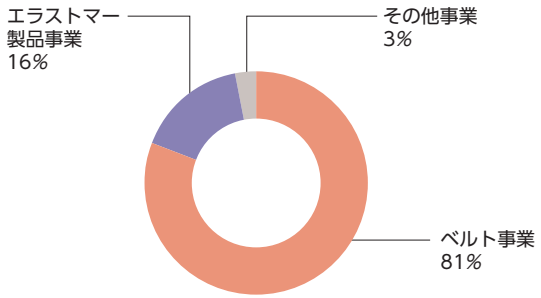

■当年度のセグメント利益

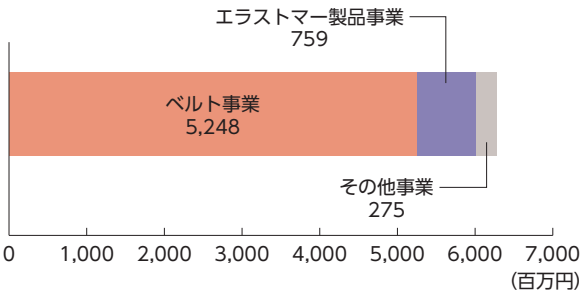

上記の各セグメント別売上高およびセグメント利益は、セグメント間取引消去前の金額で記載しております。

セグメント別の明細は、次のとおりであります。

	報告セグメント				その他（注1）	合　計	調整額（注2）	連結損益計算書計上額（注3）
	自動車部品事業	産業資材事業	高機能エラストマー製品事業	計				
売　上　高（百万円）								
外部顧客への売上高	42,750	33,028	15,563	91,342	1,929	93,272	—	93,272
セグメント間の内部売上高または振替高	94	68	55	218	701	920	△920	—
計	42,844	33,096	15,619	91,561	2,630	94,192	△920	93,272
セグメント利益（百万円）	3,323	1,924	759	6,007	275	6,283	△322	5,960

（注）1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主としてロボット関連デバイス事業他であります。
2. セグメント利益の調整額△322百万円には、セグメント間取引消去△1百万円、全社費用△320百万円が含まれております。全社費用は、各報告セグメントに配賦した一般管理費および研究開発費の予定配賦額と実績発生額との差額および各報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

なお、当年度のセグメント別の明細を変更前のセグメント区分に基づき作成した場合、次のとおりとなります。

	報告セグメント			その他（注1）	合　計	調整額（注2）	連結損益計算書計上額（注3）
	ベルト事業	エラストマー製品事業	計				
売　上　高（百万円）							
外部顧客への売上高	75,778	15,563	91,342	1,929	93,272	—	93,272
セグメント間の内部売上高または振替高	100	55	156	701	857	△857	—
計	75,878	15,619	91,498	2,630	94,129	△857	93,272
セグメント利益（百万円）	5,248	759	6,007	275	6,283	△322	5,960

（注）1.「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主としてロボット関連デバイス事業他であります。
2. セグメント利益の調整額△322百万円には、セグメント間取引消去△1百万円、全社費用△320百万円が含まれております。全社費用は、各報告セグメントに配賦した一般管理費および研究開発費の予定配賦額と実績発生額との差額および各報告セグメントに帰属しない研究開発費であります。
3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(2) 設備投資等の状況

当年度において実施いたしました設備投資につきましては、総額46億7千5百万円となり、その主なものは、次のとおりであります。

事業（セグメント）	金　額	主な内容
自動車部品事業	1,736 百万円	製造設備の改良、金型の更新
産業資材事業	1,110	製造設備の新設、新製法開発
高機能エラストマー製品事業	854	製造設備の合理化・省力化、製造工程の改善
その他	974	システム、研究設備の新設
合計額	4,675 百万円	

(3) 資金調達の状況

上記設備投資等に必要な資金は、自己資金、受取手形の流動化による資金および借入金をもって充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、海外においては、過剰生産能力や過剰債務の問題を抱える中国と資源価格低迷による新興国の景気減速が、個人消費の拡大が堅調な米国や欧州にも波及し、一段と成長が鈍化することが懸念されます。国内においては、金融政策の効果および内需改善が期待されるものの、海外における景気減速の影響を受けることが懸念されます。

このような情勢のもと、当社グループは、中長期経営計画“Breakthroughs for the future”（未来への躍進）の4年目にあたり、以下の5つの指針のもと、経営目標の達成を目指してまいります。

①グローバル市場戦略の進化

当社グループは、ベルト事業におけるアジア市場シェアNo.1を目指し、中国およびアセアン地域を中心とする海外市場において、自動車用、二輪車用、農業機械用および一般産業用の伝動ベルトのほか軽搬送用ベルトなどを重点分野として位置づけ、さらなる販売拡大に取り組んでおります。今後とも、グレートメコン市場において、事業拡大を図るなど、成長の期待できるアジア市場を中心に販売拡大を進めてまいります。また、当年度においては、北米および中南米向けの自動車生産拠点として重要性を増すメキシコに新たに販売会社を設立いたしました。今後は、この新会社を通じて販売拡大を図ってまいります。

②製品の進化

当年度においては、現有製品の高効率化や高機能化を推進し、一般産業用ベルトの高負荷対応歯付ベルト「Ceptor®-X（セプターテン）」、工作機械摺動部用シールブレード「バンドーワイパーエッジ®EX（イーエックス）」などの高付加価値製品を開発いたしました。今後とも、高効率化や高機能化による高付加価値製品の開発を推進するとともに、各地域のお客様ニーズにマッチした市場最適仕様製品を提供してまいります。



高負荷対応歯付ベルト「Ceptor®-X（セプターテン）」

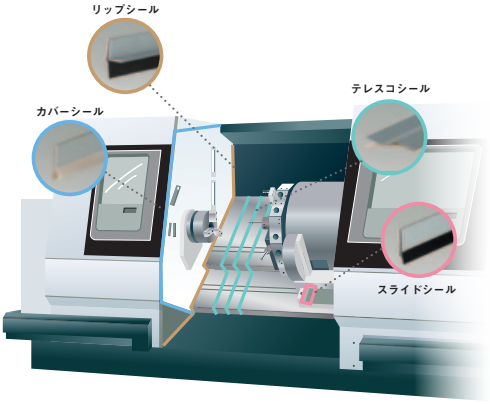

工作機械摺動部用シールブレード
「バンドーワイパーエッジ®EX（イーエックス）」

③ものづくりの進化

当年度においては、グローバルコスト競争力を強化するため、加古川工場におけるコンベヤベルト生産ラインの刷新を進めました。今後とも、各生産拠点の製造原価、物流、スケールメリットなどの状況を踏まえ、世界最適生産体制の構築に取り組み、グローバルコスト競争力の強化を図ってまいります。

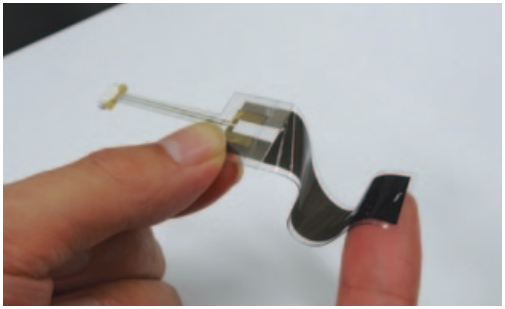
伸縮性ひずみセンサ「C-STRETCH®（シーストレッチ）」

④新事業の創出

当年度は、伸縮性ひずみセンサである「C-STRETCH®（シーストレッチ）」を開発し、医療・福祉・介護分野を中心に評価用キットの販売を行ったほか、中長期経営計画開始以降、開発した他の新製品につきましても上市に向けた活動を推進いたしました。今後とも、当社のコア技術であるゴムの配合・分散・加工技術やフイルムの加工技術を活かした新製品開発を進め、新事業の創出を目指してまいります。

⑤経営品質の進化

当年度は、前年度、当社に導入したBSC（バランス・スコアカード）を、グループ会社へ展開いたしました。今後は、グループ全体において、事業軸での戦略展開を強化してまいります。また、高度な専門性を持ったグローバル人材の育成にも注力してまいります。

中長期経営計画

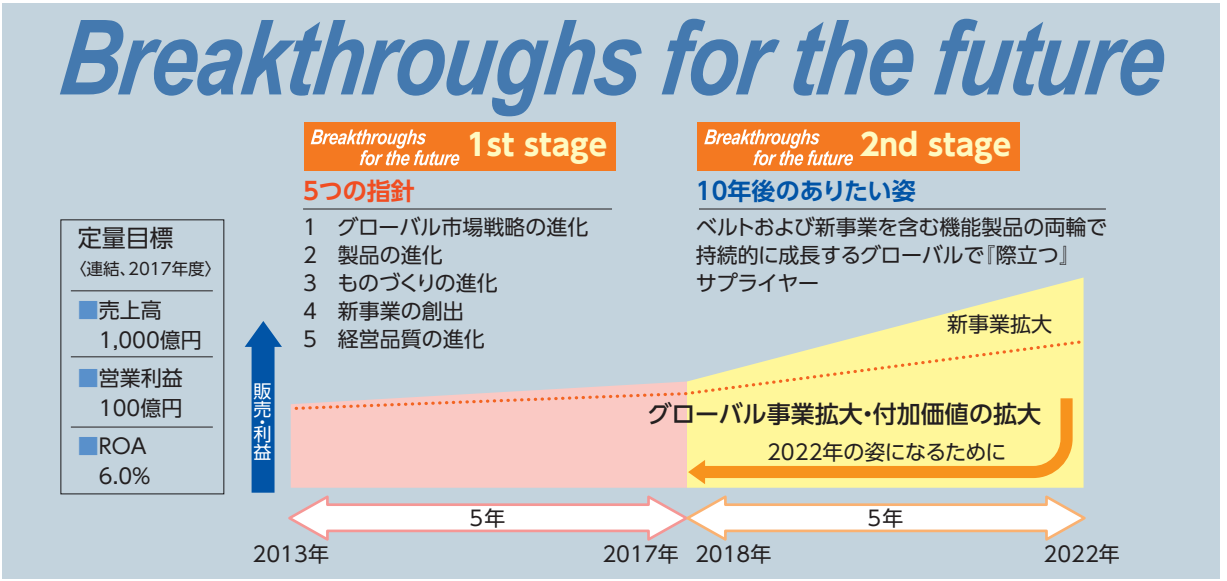

(5) 財産および損益の状況の推移

① 当社グループ

区　分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度(当年度)
売上高（百万円）	85,771	93,434	95,395	93,272
営業利益（百万円）	4,094	5,517	4,797	5,960
経常利益（百万円）	4,779	6,103	5,730	6,363
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,510	4,280	3,758	4,386
1株当たり当期純利益（円）	26.47	45.49	39.95	46.65
総資産（百万円）	82,207	89,622	94,699	90,765
純資産（百万円）	43,225	49,276	56,776	55,204
1株当たり純資産（円）	454.51	518.41	598.34	584.30

(注) 1. 平成25年度は、中国、アジアを中心に海外における需要が増加したことなどにより、増収増益となりました。
2. 平成26年度は、米国、中国における需要が増加したものの、グローバルな生産体制増強に伴う人員増加などによる人件費の増加により、増収減益となりました。
3. 平成27年度（当年度）につきましては、前記「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

■ 当社グループの売上高および営業利益

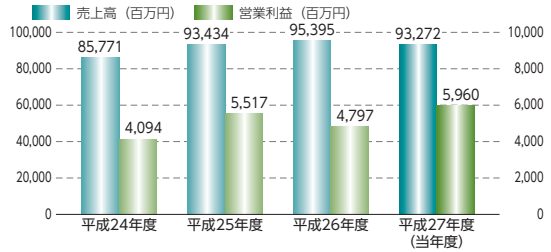

■ 当社グループの総資産、純資産および総資産利益率

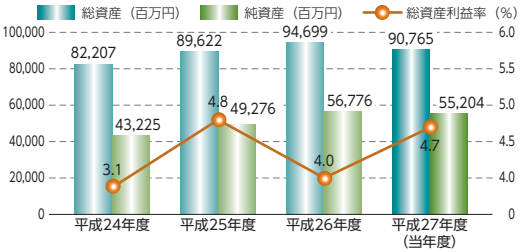

■ 当社グループの1株当たり当期純利益および1株当たり純資産

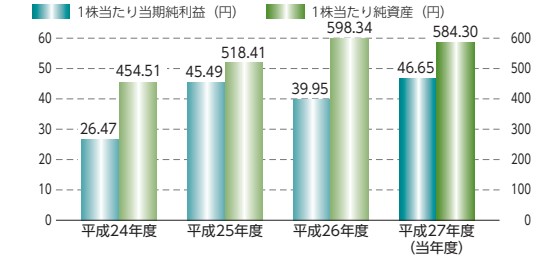

■ 海外売上高比率(%)※

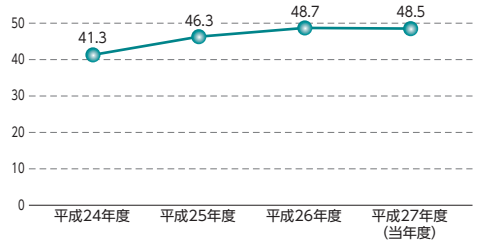

※海外売上高比率とは、連結売上高に占める海外売上高（当社および連結子会社の日本以外の国または地域における売上高）の割合であります。

② 当社

区分	平成24年度 第90期	平成25年度 第91期	平成26年度 第92期	平成27年度 第93期(当期)
売上高（百万円）	50,868	51,713	49,505	46,980
営業利益（百万円）	2,213	2,702	1,411	1,109
経常利益（百万円）	2,574	3,064	2,385	4,297
当期純利益（百万円）	319	2,066	1,318	3,829
1株当たり当期純利益（円）	3.37	21.95	14.01	40.70
総資産（百万円）	62,989	61,541	61,959	62,461
純資産（百万円）	31,119	32,660	33,719	35,769
1株当たり純資産（円）	330.47	346.95	358.30	381.19

(注) 1. 第91期は、個人消費や設備投資が堅調に推移し、総じて緩やかな回復基調で推移したことから、増収増益となりました。
2. 第92期は、自動車生産台数の減少や消費税増税後の需要の低迷などに加えて、固定資産の減損処理による特別損失を計上したこともあり、減収減益となりました。
3. 第93期（当期）につきましては、国内自動車生産台数が前年度を下回った影響を受ける一方、海外子会社が保有する資金を配当として還流させたことにより、減収増益となりました。

■ 当社の売上高および営業利益

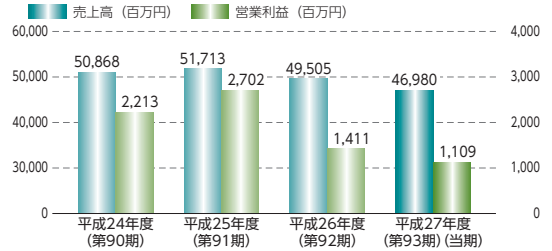

■ 当社の総資産、純資産および総資産利益率

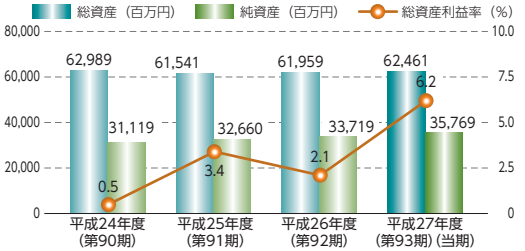

■ 当社の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産

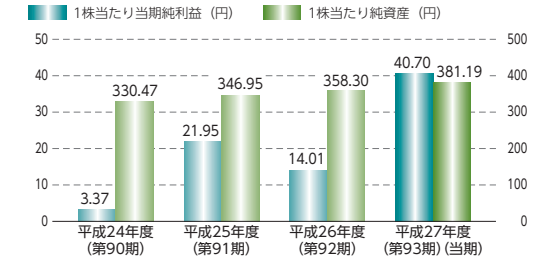

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

(1) 国内子会社

会社名	資本金	事業内容	出資比率
東日本バンドー株式会社	72 百万円	伝動ベルト製品・運搬ベルト、ポリウレタン機能部品などの加工、販売	100.00 %
福井ベルト工業株式会社	10 百万円	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00
西日本バンドー株式会社	90 百万円	伝動ベルト製品・運搬ベルト、ポリウレタン機能部品などの加工、販売	90.95
バンドートレーディング株式会社	15 百万円	ベルトおよび関連製品の輸出入	100.00
バンドーエラストマー株式会社	30 百万円	装飾表示用フイルムなどの加工、販売	100.00
ビー・エル・オートテック株式会社	50 百万円	ロボット関連デバイス、プーリの製造、販売	100.00
バンドー興産株式会社	88 百万円	不動産業、保険代理業、太陽光発電事業など	100.00

(2) 海外子会社

会社名	資本金	事業内容	出資比率
Bando USA, Inc.	40,500 千米ドル	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00 %
Bando Belting de Mexico, S.A. de C.V.	240 千米ドル	伝動ベルト製品などの販売	(100.00)
Bando Jungkong Ltd.	370 百万韓国ウォン	プーリの製造、販売	(100.00)
Bando Korea Co., Ltd.	2,400 百万韓国ウォン	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00
Bando Belt (Tianjin) Co., Ltd.	13,310 千米ドル	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00
Bando (Shanghai) Management Co., Ltd.	4,000 千米ドル	中国における販売統括、グループ各社の管理業務の統括および支援	100.00
Bando (Shanghai) Industrial Belt Co., Ltd.	3,000 千中国元	運搬ベルトの加工	(100.00)
Bando (Shanghai) Industry Equipment Element Co., Ltd.	4,000 千中国元	運搬ベルトの加工	(100.00)
BL Autotec (Shanghai), Ltd.	700 千米ドル	ロボット関連デバイスの販売	(100.00)
Bando Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	4,920 千米ドル	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00
Bando Siix Ltd.	3,500 千香港ドル	ブレードなどの販売	70.00
Bando Manufacturing (Vietnam) Co., Ltd.	2,000 千米ドル	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00
Bando Manufacturing (Thailand) Ltd.	177,000 千タイバーツ	伝動ベルト製品などの製造、販売	(100.00)
Pengeluaran Getah Bando (Malaysia) Sdn. Bhd.	3,100 千マレーシアリンギット	自動車用機能部品の製造、販売	100.00
Bando (Singapore) Pte. Ltd.	500 千シンガポールドル	伝動ベルト製品などの販売	100.00
Bando (India) Pvt. Ltd.	891 百万インドルピー	伝動ベルト製品などの製造、販売	(100.00)
Bando Belt Manufacturing (Turkey), Inc.	15,792 千トルコリラ	伝動ベルト製品などの製造、販売	100.00
Bando Europe GmbH	1,022 千ユーロ	伝動ベルト製品などの販売	100.00
Bando Iberica, S.A.	300 千ユーロ	伝動ベルト製品などの販売	(100.00)

(注) 1.「出資比率」欄の（ ）内は、間接所有を含む出資比率であります。
①Bando Belting de Mexico, S.A. de C.V.については、Bando USA, Inc. などを通じて保有している比率を表示しております。
②Bando Jungkong Ltd.については、Bando Korea Co., Ltd.を通じて保有している比率を表示しております。
③Bando（Shanghai）Industrial Belt Co., Ltd.については、Bando（Shanghai） Management Co., Ltd.を通じて保有している比率を表示しております。
④Bando（Shanghai）Industry Equipment Element Co., Ltd.については、Bando（Shanghai）Management Co., Ltd.を通じて保有している比率を表示しております。
⑤BL Autotec（Shanghai）, Ltd.については、ビー・エル・オートテック株式会社を通じて保有している比率を表示しております。
⑥Bando Manufacturing（Thailand）Ltd.については、Bando（Singapore）Pte. Ltd.などを通じて保有している比率を含んで表示しております。
⑦Bando（India）Pvt. Ltd.については、Bando（Singapore）Pte. Ltd.を通じて保有している比率を含んで表示しております。
⑧Bando Iberica, S.A.については、Bando Europe GmbHを通じて保有している比率を表示しております。
2. 当社の子会社については、すべてを連結の範囲に含めております。

③ **企業結合の経過**

1. 当社は、平成27年7月1日にPengeluaran Getah Bando（Malaysia）Sdn. Bhd.の株式をすべて取得したことにより、当社の同社に対する出資比率は100%となりました。
2. Bando USA, Inc.およびBando（Singapore）Pte. Ltd.は、平成27年9月9日にBando Belting de Mexico, S.A. de C.V.を設立いたしました。

④ **企業結合の成果**

当社は、上記子会社26社を連結子会社としております。また、このほか7社について持分法を適用しております。その成果につきましては、前記「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

⑤ **その他**

Bando USA, Inc.などの生産会社に生産技術などの実施許諾をしております。

(7) 主要な事業内容

自動車部品事業	自動車用伝動ベルト製品（補機駆動用伝動ベルトおよび補機駆動用伝動システム製品）、二輪車用伝動ベルト製品（スクーター用変速ベルトなど）
産業資材事業	一般産業用伝動ベルト製品（産業機械用Vベルト、歯付ベルト、プーリなど）、その他伝動用製品、運搬ベルト（コンベヤベルト、樹脂コンベヤベルト、同期搬送用ベルト）、運搬システム製品、もみすりロールなど
高機能エラストマー製品事業	クリーニングブレード、高機能ローラ、精密ベルト、ポリウレタン機能部品、精密研磨材、建築資材用フイルム、医療用フイルム、装飾表示用フイルム、工業用フイルムなど
その他事業	ロボット関連デバイス、金属ナノ粒子など

(8) 主要な事業所および工場

① 当社

名　　称	所　在　地
本店(本社事業所)・R&Dセンター	神戸市中央区
東京支店	東京都中央区
名古屋支店	名古屋市中村区
足利工場	栃木県足利市
和歌山工場・伝動技術研究所	和歌山県紀の川市
南海工場	大阪府泉南市
加古川工場	兵庫県加古川市

(注) 平成28年3月31日をもって、名古屋支店を閉鎖いたしました。

② 国内子会社

名　　称	所　在　地
東日本バンドー株式会社	東京都中央区
福井ベルト工業株式会社	福井県福井市
西日本バンドー株式会社	大阪市淀川区
バンドートレーディング株式会社	神戸市兵庫区
バンドーエラストマー株式会社	神戸市兵庫区
ビー・エル・オートテック株式会社	神戸市兵庫区
バンドー興産株式会社	神戸市兵庫区

③ 海外子会社

名　　称	所　在　地
Bando USA, Inc.	米国　イリノイ
Bando Belting de Mexico, S.A. de C.V.	メキシコ　メキシコシティ
Bando Jungkong Ltd.	韓国　京畿道
Bando Korea Co., Ltd.	韓国　慶尚南道
Bando Belt (Tianjin) Co., Ltd.	中国　天津
Bando (Shanghai) Management Co., Ltd.	中国　上海
Bando (Shanghai) Industrial Belt Co., Ltd.	中国　上海
Bando (Shanghai) Industry Equipment Element Co., Ltd.	中国　上海
BL Autotec (Shanghai), Ltd.	中国　上海
Bando Manufacturing (Dongguan) Co., Ltd.	中国　東莞
Bando Siix Ltd.	香港
Bando Manufacturing (Vietnam) Co., Ltd.	ベトナム フンイエン
Bando Manufacturing (Thailand) Ltd.	タイ　サムサコーン
Pengeluaran Getah Bando (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア　ジョホール
Bando (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
Bando (India) Pvt. Ltd.	インド　ハルヤナ
Bando Belt Manufacturing (Turkey), Inc.	トルコ　コジェエリ
Bando Europe GmbH	ドイツ　メンヒェングラッドバッハ
Bando Iberica, S.A.	スペイン　バルセロナ

(9) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	対前年度末増減
3,920名	10名減

(注) パートタイマー等臨時雇用者（765名）は含まれておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
1,308名	21名減	41才7カ月	15年5カ月

(注) 1. 出向者（113名）およびパートタイマー等臨時雇用者（487名）は含まれておりません。
2. 取締役を兼務していない執行役員8名を含んでおります。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,913 百万円
株式会社みずほ銀行	2,923
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,719

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数　378,500,000株

(2) 発行済株式の総数　94,427,073株（自己株式591,031株を含む。）

(3) 株主数　8,850名

(4) 大 株 主

大株主名	当社への出資の状況	
	持株数	出資比率
バンドー共栄会	7,299 千株	7.77 %
株式会社三井住友銀行	4,651	4.95
三菱UFJ信託銀行株式会社	4,004	4.26
明治安田生命保険相互会社	4,000	4.26
株式会社みずほ銀行	3,600	3.83
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,150	3.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,997	3.19
日本生命保険相互会社	2,349	2.50
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,035	2.16
東京海上日動火災保険株式会社	1,839	1.96

(注) 1. 出資比率は、自己株式数（591,031株）を控除して算出しております。
2. 上記の出資比率につきましては、小数点第3位以下は切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

(ご参考) 株主構成

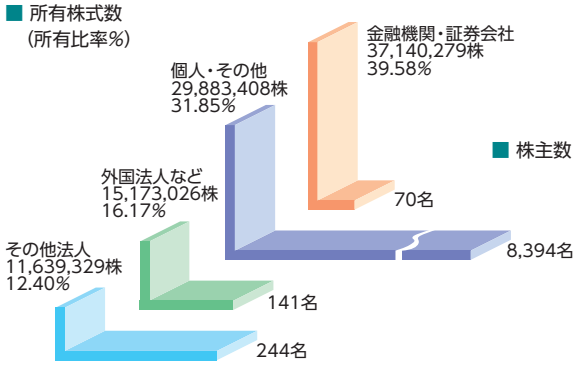

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	吉井 満隆	社長執行役員
取締役（代表取締役）	玉垣 嘉久	専務執行役員 社長補佐、営業担当
取締役	中村 恭祐	常務執行役員 経営企画、人事、総務、情報システム、法務、関係会社管理、CSR、広報担当
取締役	柏田 真司	執行役員 営業（副）担当、BF推進部長、東京支店長
取締役	加登 豊	同志社大学大学院ビジネス研究科研究科長 小野薬品工業株式会社　社外取締役
取締役	重松 崇	富士通テン株式会社　代表取締役会長 株式会社村田製作所　社外取締役
監査役（常勤）	宮本 伸一郎	西日本バンドー株式会社　監査役 北陸バンドー株式会社　監査役
監査役（常勤）	松坂 隆廣	福井ベルト工業株式会社　監査役
監査役	紀伊 博	東日本バンドー株式会社　監査役
監査役	多田 徹	弁護士 一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会　理事

(注) 1. 取締役　中村　恭祐氏は、平成28年4月1日をもって、本社管理統括担当に就任いたしました。
2. 取締役　柏田　真司氏は、平成28年4月1日をもって、常務執行役員、新事業担当に就任いたしました。
3. 取締役　加登　豊氏および重松　崇氏は、社外取締役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
4. 監査役　松坂　隆廣氏、紀伊　博氏および多田　徹氏は、社外監査役であり、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員であります。
5. 監査役　松坂　隆廣氏および紀伊　博氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役会は、平成27年6月23日をもって、宮本　伸一郎氏および松坂　隆廣氏を常勤の監査役に選定し、それぞれ就任いたしました。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

	対象人数	報酬等の総額	報酬限度額
取締役	6名	91　百万円	年額240百万円以内
監査役	4名	54　百万円	月額7百万円以内
合　計	10名	145　百万円	

(注) 1. 当期末現在の取締役は6名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は3名）であります。
2. 上記のうち、社外役員に対する報酬等の総額は、次のとおりであります。
社外取締役　2名　　15百万円
社外監査役　3名　　34百万円
3. 上記の取締役の報酬等の総額には、当社利益連動給与支給基準に基づく利益連動給与を含めて記載することとしておりますが、当期におきましては、利益連動給与は支給いたしません。
4. 上記のほか、使用人兼務取締役に対する使用人分給与・賞与は、次のとおりであります。
使用人分給与　2名　34百万円
使用人分賞与　2名　12百万円

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役　加登　豊氏

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
同志社大学大学院ビジネス研究科研究科長および小野薬品工業株式会社社外取締役を兼任しております。なお、当社と同志社大学および小野薬品工業株式会社の間には、開示すべき関係はありません。
2. 当年度における主な活動状況
当年度開催の取締役会17回全てに出席するとともに、経営課題審議会に出席し、大局的かつ専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

② 取締役　重松　崇氏

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
富士通テン株式会社代表取締役会長および株式会社村田製作所社外取締役を兼任しております。なお、当社と富士通テン株式会社および株式会社村田製作所の間には、開示すべき関係はありません。
2. 当年度における主な活動状況
平成27年6月23日の取締役就任以降に開催された当年度の取締役会13回全てに出席するとともに、経営会議等に出席し、大局的かつ専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

③ 監査役　松坂　隆廣氏

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
当社の子会社である福井ベルト工業株式会社の監査役を兼任しております。
2. 当年度における主な活動状況
当年度開催の取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席するとともに、経営課題審議会および経営会議等に出席し、大局的かつ専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

④ 監査役　紀伊　博氏

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
　当社の子会社である東日本バンドー株式会社の監査役を兼任しております。
2. 当年度における主な活動状況
　当年度開催の取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席するとともに、経営課題審議会および経営会議等に出席し、大局的かつ専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

⑤ 監査役　多田　徹氏

1. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
　一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会理事を兼任しております。なお、当社と一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会の間には、開示すべき関係はありません。
2. 当年度における主な活動状況
　当年度開催の取締役会17回全て、監査役会13回全てに出席するとともに、経営会議に出席し、大局的かつ専門的な見地から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

（ご参考）

上記の取締役を兼務している執行役員以外の執行役員（平成28年3月31日現在）は、次のとおりであります。

役　職	氏　名	担　当　事　項
常務執行役員	大　原　正　夫	欧州・米州担当 Bando USA, Inc.　取締役会長
常務執行役員	岩　井　啓　次	中国・韓国・台湾担当 Bando Belt（Tianjin）Co., Ltd. 董事長 Bando（Shanghai）Management Co.,Ltd. 董事長兼総経理 Bando Manufacturing（Dongguan）Co.,Ltd.董事長
常務執行役員	北　林　雅　之	生産、品質保証、物流、環境、安全衛生、BPS担当、ものづくりセンター長
常務執行役員	鮫　嶋　　壽	生産技術、生産（副）担当、生産技術開発センター長
執行役員	大　嶋　義　孝	財務担当
執行役員	Joseph David Laudadio	米州（副）担当 Bando USA, Inc.　取締役社長兼主席執行役員
執行役員	畑　　克　彦	研究開発、新製品開発、技術担当、R&Dセンター長
執行役員	山　口　勝　也	ものづくりセンターグローバル調達部長
執行役員	永　瀬　貴　行	高機能エラストマー製品事業部長 Bando Siix Ltd.　董事長
執行役員	万　場　一　幸	アジア担当 Bando Manufacturing（Thailand）Ltd.　取締役社長
執行役員	松　尾　　聡	営業（副）担当 西日本バンドー株式会社　代表取締役社長

(注) 1. 北林　雅之氏は、平成28年4月1日をもって、生産、品質保証、物流、環境、安全衛生担当、ものづくりセンター長に就任いたしました。
2. 鮫嶋　壽氏は、平成28年4月1日をもって、生産技術、生産（副）担当に就任いたしました。
3. 大嶋　義孝氏は、平成28年3月31日をもって、執行役員を退任し、同年4月1日をもって、顧問に就任いたしました。
4. 平成28年4月1日をもって、染田　厚氏が、執行役員、自動車部品事業部長に就任いたしました。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が支払うべき報酬等の額	50百万円
②当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	82百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算定根拠等を確認し、これを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して各種アドバイザリー業務などを委託し、報酬を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断したときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難であると判断したとき、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断したとき、その他必要と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当該議案を株主総会に提出することを取締役会に求める方針であります。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、企業集団における業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり、決議しております。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

バンドーグループ行動規範や企業倫理も含めた法令等遵守に係る規程を制定し、法令等遵守委員会を含む各種委員会から構成されるCSR推進委員会を設置し、グループの役員および従業員に対する啓蒙活動、内部監査部門によるグループ全体の内部監査、社外の弁護士を通報先の一つとする内部通報制度の採用、グループ全員による法令および企業倫理遵守を期す体制とする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存と管理に関する体制

文書および情報管理に係る規程を含め社内規則の整備を進め、その定めに従って、役員および従業員の業務に係る情報について、情報セキュリティを含め、その他の管理について規定し、適切な情報管理を期す体制とする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を与える事象の発生に備え、危機管理委員会を設置し、適切な対応を期す体制とする。また、重要な業務執行に関しては、取締役会等の会議体において、リスクマネジメントという視点も含めて審議をする体制とする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

決裁権限に関する規程を整備して権限委譲を図るとともに、必要に応じて弾力的に委員会制度等を採用することにより、取締役の職務の執行が効率的に行われる体制とする。また、内部監査制度、予算・業績管理制度、人事管理制度等各種制度を常に見直し、業務が有効かつ効率的に行われる体制とする。

⑤　当社および当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社とともにグループ全体の企業価値の向上を図るため、経営理念、バンドーグループ行動規範、重要な社内規則の共有、それら社内規則等の整備、グループ各社に対する当社内部監査部門による内部監査の実施、関係会社管理に関する規程の制定等により、グループ全体の業務の適正を図る体制とする。

(1) 当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社が定める関係会社管理に関する規程等により、定期的に事業の執行状況を報告させるほか、子会社の重要な業務執行については、その都度、報告をさせ、当社と協議する体制とする。

(2) 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の取締役および使用人は、自社に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、不測の事態や危機の発生時には、当社に速やかに連絡する体制とする。

(3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の規模や業態等に応じて、決裁権限に関する規程等を整備させるとともに、各種の規則等を整備させることにより、業務が有効かつ効率的に行われる体制とする。

⑥　監査役が、監査役の職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会事務局を設置し、監査役が必要とする場合、監査役の職務を補助する従業員を配置する体制とする。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局に配属された従業員の人事異動を含む人事に関する事項の決定については、監査役会の事前の同意を得る体制とする。

⑧　監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当該使用人が監査役の指揮命令のもと監査役の職務を補助する体制とする。

⑨　当社および当社の子会社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社および当社の子会社の取締役および使用人が、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実あるいは法令・定款に違反する事実を発見したときは、遅滞なく監査役に報告する体制とするとともに、報告した者が不利な扱いを受けない体制とし、グループ内で周知徹底する。また、あわせて、当社内部監査部門は、その監査結果をすべて監査役に報告する体制とする。

⑩　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または、債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用については、全額を前払いまたは償還する体制とする。

⑪　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要会議への出席、社長や執行役員との定期的な意見交換、重要案件の決裁書の確認、関係会社の監査役との意見交換等によりその権限を支障なく行使できる体制とする。

(2) 企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況

企業集団における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①　法令および定款への適合を確保するための体制

当社は、法令等遵守委員会を設置し、国内外の法令や企業倫理を遵守するための施策を検討し、バンドーグループ行動規範に関する説明会の実施のほか、経営トップによる当社グループのすべての役員および従業員に向けた法令や企業倫理の遵守に関するメッセージの発信等、グループ全員による法令や企業倫理の遵守を徹底するための取組みを実施しております。

②　情報の保存と管理に関する体制

当社は、文書管理規則や情報セキュリティ管理規則を制定しているほか、情報セキュリティ講習を定期的に開催する等、適切な情報管理を行うための取組みを実施しております。

③　損失の危険の管理に関する体制

当社は、危機管理委員会を設置し、災害・事故、製品に関するリスク、その他当社グループの事業経営に重大な影響を与える事象を分析し、必要な対応を検討、実施しております。また、重要な業務執行の決定にあたっては、多角的にリスクの分析、検討を行っているほか、天変地異等については各種保険を合理的な範囲で付保しております。その他、BCP（事業継続計画）の策定等、当社グループにおけるリスクの顕在化に備えるべく、各種の取組みを実施しております。

④　効率的な職務執行を確保するための体制

当社は、決裁規則を制定して権限委譲を図っているほか、執行役員制度を導入するとともに、社長による経営の意思決定のための諮問機関である経営課題審議会を設置し、重要案件について戦略視点から多角的な討議を行う等、取締役による職務執行を効率化するための取組みを実施しております。

⑤　企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、バンドーグループ行動規範やグループ全体に適用する社内規則を整備し、これらをグループ会社と共有しているほか、関係会社管理規則を制定し、月次報告書にて事業の執行状況についてグループ会社から定期的に報告を受けるとともに、グループ会社における管理制度の構築・整備のための支援を行う等、グループ全体における業務の適正を確保するための取組みを実施しております。

⑥　監査役による実効的な監査を確保するための体制

監査役は、取締役会に限らず、経営課題審議会や法令等遵守委員会、危機管理委員会等の重要会議に出席しているほか、社長との定期的な意見交換や決裁書を含む各種書類の閲覧等、実効的な監査を行うための取組みを実施しております。

主な経営組織その他コーポレート・ガバナンス体制の概要

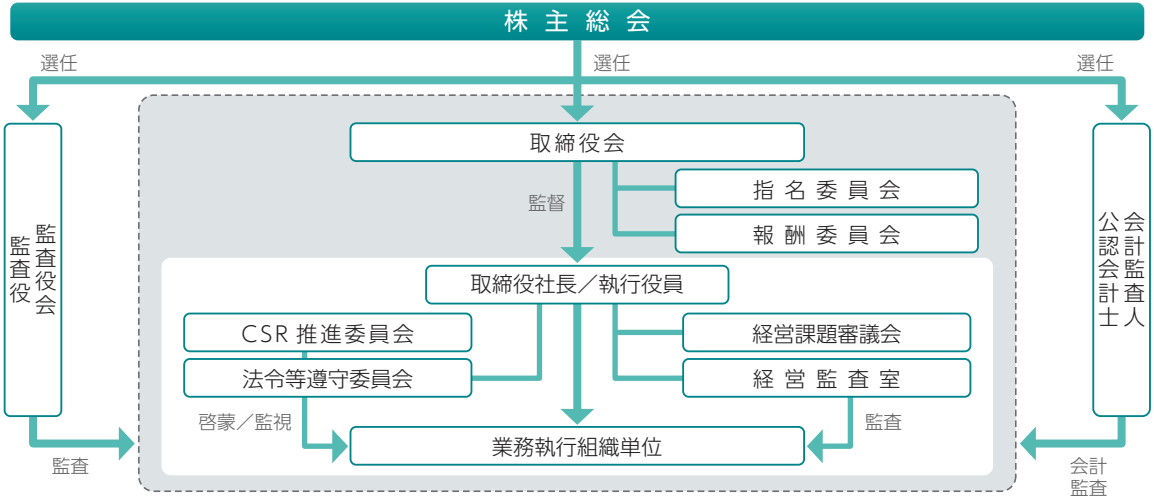

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額 当連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	金額 (ご参考) 前連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	47,520	49,119
現金及び預金	16,980	16,199
受取手形及び売掛金	16,731	18,357
電子記録債権	1,617	965
商品及び製品	6,460	7,308
仕掛品	1,541	1,535
原材料及び貯蔵品	2,505	2,956
繰延税金資産	458	605
その他	1,262	1,221
貸倒引当金	△38	△30
固定資産	43,244	45,580
有形固定資産	29,486	31,089
建物及び構築物	10,337	11,048
機械装置及び運搬具	9,867	10,642
土地	6,507	6,767
建設仮勘定	1,508	1,348
その他	1,266	1,282
無形固定資産	1,188	1,374
のれん	82	101
ソフトウェア	875	881
その他	230	391
投資その他の資産	12,568	13,115
投資有価証券	10,327	11,528
繰延税金資産	965	207
退職給付に係る資産	1	2
その他	1,409	1,491
貸倒引当金	△134	△114
資産合計	90,765	94,699

科目	金額 当連結会計年度 (平成28年3月31日現在)	金額 (ご参考) 前連結会計年度 (平成27年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	24,980	25,971
支払手形及び買掛金	9,907	11,254
電子記録債務	2,767	3,034
短期借入金	2,047	4,717
1年内償還予定の社債	3,000	—
未払法人税等	438	431
関係会社整理損失引当金	30	—
その他	6,788	6,533
固定負債	10,580	11,952
長期借入金	7,513	6,769
社債	—	3,000
退職給付に係る負債	2,917	2,058
その他	148	124
負債合計	35,560	37,923
(純資産の部)		
株主資本	55,756	52,544
資本金	10,951	10,951
資本剰余金	2,970	2,968
利益剰余金	42,090	38,739
自己株式	△256	△114
その他の包括利益累計額	△970	3,728
その他有価証券評価差額金	1,431	2,060
繰延ヘッジ損益	0	△0
為替換算調整勘定	△1,169	2,171
退職給付に係る調整累計額	△1,232	△503
非支配株主持分	418	502
純資産合計	55,204	56,776
負債・純資産合計	90,765	94,699

(注1) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
(注2) 前連結会計年度の連結貸借対照表の金額は、遡及処理後の金額を表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
	当連結会計年度 (平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで)	前連結会計年度（ご参考） (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)
売上高	**93,272**	**95,395**
売上原価	**66,096**	**69,996**
売上総利益	**27,175**	**25,399**
販売費及び一般管理費	**21,214**	**20,601**
営業利益	**5,960**	**4,797**
営業外収益	**1,259**	**1,415**
受取利息及び配当金	259	219
持分法による投資利益	509	645
為替差益	—	222
その他	490	326
営業外費用	**856**	**482**
支払利息	288	320
為替差損	147	—
固定資産除却損	212	41
その他	208	120
経常利益	**6,363**	**5,730**
特別損失	**277**	**409**
減損損失	91	409
固定資産除却損	93	—
関係会社整理損失引当金繰入額	92	—
税金等調整前当期純利益	**6,086**	**5,320**
法人税、住民税及び事業税	1,598	1,503
法人税等調整額	30	△33
当期純利益	**4,457**	**3,849**
非支配株主に帰属する当期純利益	71	91
親会社株主に帰属する当期純利益	**4,386**	**3,758**

(注1) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
(注2) 前連結会計年度の連結損益計算書の金額は、遡及処理後の金額を表示しております。

連結包括利益計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科目	金額	
	当連結会計年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）	前連結会計年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
当期純利益	4,457	3,849
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	△635	567
繰延ヘッジ損益	0	△1
為替換算調整勘定	△3,062	3,378
退職給付に係る調整額	△728	545
持分法適用会社に対する持分相当額	△292	218
その他の包括利益合計	△4,719	4,708
包括利益	△262	8,557
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	△312	8,408
非支配株主に係る包括利益	50	149

（注）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結キャッシュ・フロー計算書（ご参考）

（単位：百万円）

科目	金額	
	当連結会計年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）	前連結会計年度（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	6,086	5,320
減価償却費	4,321	4,385
のれん及び負ののれん償却額	9	3
減損損失	91	409
貸倒引当金の増減額（△は減少）	30	△5
関係会社整理損失引当金の増減額（△は減少）	31	—
退職給付に係る負債の増減額（△は減少）	△144	24
受取利息及び受取配当金	△259	△219
支払利息	288	320
為替差損益（△は益）	55	△25
持分法による投資損益（△は益）	△509	△645
固定資産除売却損益（△は益）	256	14
売上債権の増減額（△は増加）	△8	558
たな卸資産の増減額（△は増加）	633	△281
仕入債務の増減額（△は減少）	△810	△557
その他	317	1,143
小計	10,391	10,444
利息及び配当金の受取額	554	421
利息の支払額	△293	△332
法人税等の支払額	△1,847	△2,479
法人税等の還付額	233	8
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,038	8,061
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額（△は増加）	△94	△142
有形固定資産の取得による支出	△3,882	△2,944
有形固定資産の売却による収入	108	67
無形固定資産の取得による支出	△407	△501
投資有価証券の取得による支出	△18	△15
投資有価証券の売却による収入	34	12
子会社株式の取得による支出	—	△240
その他	75	△164
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,184	△3,931
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	△1,049	△762
長期借入れによる収入	1,383	1,500
長期借入金の返済による支出	△2,049	△2,231
自己株式の取得による支出	△141	△11
親会社による配当金の支払額	△1,035	△941
非支配株主への配当金の支払額	△105	△4
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	△26	—
その他	△25	△20
財務活動によるキャッシュ・フロー	△3,049	△2,472
現金及び現金同等物に係る換算差額	**△1,066**	**1,053**
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	**738**	**2,711**
現金及び現金同等物の期首残高	**15,697**	**12,981**
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	—	4
現金及び現金同等物の期末残高	**16,435**	**15,697**

（注1）記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

（注2）前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書の金額は、遡及処理後の金額を表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日残高	10,951	2,968	38,739	△114	52,544
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,035		△1,035
親会社株主に帰属する当期純利益			4,386		4,386
自己株式の取得				△142	△142
自己株式の処分		0		0	0
非支配株主との取引に係る親会社の持分の変動		1			1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	—	1	3,351	△141	3,211
平成28年3月31日残高	10,951	2,970	42,090	△256	55,756

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合　計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成27年4月1日残高	2,060	△0	2,171	△503	3,728	502	56,776
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△1,035
親会社株主に帰属する当期純利益							4,386
自己株式の取得							△142
自己株式の処分							0
非支配株主との取引に係る親会社の持分の変動							1
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△629	0	△3,340	△728	△4,698	△84	△4,782
連結会計年度中の変動額合計	△629	0	△3,340	△728	△4,698	△84	△1,571
平成28年3月31日残高	1,431	0	△1,169	△1,232	△970	418	55,204

(注) 記載金額は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額 当事業年度 (平成28年3月31日現在)	金額 (ご参考) 前事業年度 (平成27年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産	**25,215**	**24,073**
現金及び預金	8,372	6,634
受取手形	122	179
電子記録債権	490	134
売掛金	11,718	13,080
商品及び製品	1,453	1,557
仕掛品	1,200	1,157
原材料及び貯蔵品	307	262
前払費用	241	280
繰延税金資産	93	107
その他	1,225	680
貸倒引当金	△8	—
固定資産	**37,245**	**37,885**
有形固定資産	**15,772**	**15,045**
建物	5,893	5,816
構築物	315	309
機械及び装置	3,685	3,594
車両運搬具	20	21
工具、器具及び備品	507	470
土地	4,185	4,185
リース資産	7	12
建設仮勘定	1,155	634
無形固定資産	**859**	**994**
ソフトウェア	684	671
その他	174	323
投資その他の資産	**20,614**	**21,846**
投資有価証券	5,049	5,986
関係会社株式	12,110	12,225
関係会社出資金	2,626	2,626
長期貸付金	80	160
長期前払費用	94	28
繰延税金資産	118	—
その他	622	904
貸倒引当金	△85	△84
資産合計	**62,461**	**61,959**

科目	金額 当事業年度 (平成28年3月31日現在)	金額 (ご参考) 前事業年度 (平成27年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債	**19,012**	**17,889**
支払手形	38	63
電子記録債務	2,377	2,666
買掛金	5,820	6,142
1年内返済予定の長期借入金	330	1,790
1年内償還予定の社債	3,000	—
未払金	1,322	1,312
未払費用	963	1,019
未払法人税等	38	42
預り金	3,365	3,033
設備関係未払金	1,384	1,350
その他	372	469
固定負債	**7,680**	**10,350**
長期借入金	7,080	6,210
社債	—	3,000
退職給付引当金	587	773
繰延税金負債	—	350
その他	12	16
負債合計	**26,692**	**28,239**
(純資産の部)		
株主資本	**34,425**	**31,771**
資本金	10,951	10,951
資本剰余金	2,968	2,968
資本準備金	2,738	2,738
その他資本剰余金	230	230
利益剰余金	20,742	17,948
その他利益剰余金	20,742	17,948
特別償却準備金	11	16
固定資産圧縮積立金	—	506
別途積立金	8,970	8,970
繰越利益剰余金	11,761	8,455
自己株式	△238	△97
評価・換算差額等	**1,343**	**1,948**
その他有価証券評価差額金	1,343	1,948
純資産合計	**35,769**	**33,719**
負債・純資産合計	**62,461**	**61,959**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
	当事業年度 (平成27年４月１日から 平成28年３月31日まで)	前事業年度（ご参考） (平成26年４月１日から 平成27年３月31日まで)
売上高	**46,980**	**49,505**
売上原価	**35,212**	**37,692**
売上総利益	**11,767**	**11,813**
販売費及び一般管理費	**10,657**	**10,402**
営業利益	**1,109**	**1,411**
営業外収益	**4,002**	**1,348**
受取利息及び配当金	3,599	856
不動産賃貸料	94	93
為替差益	—	171
その他	308	226
営業外費用	**814**	**374**
支払利息	110	117
不動産賃貸費用	47	51
固定資産除却損	204	35
為替差損	213	—
その他	237	170
経常利益	**4,297**	**2,385**
特別損失	**152**	**409**
減損損失	10	409
関係会社株式評価損	142	—
税引前当期純利益	**4,144**	**1,975**
法人税、住民税及び事業税	438	611
法人税等調整額	△123	46
当期純利益	**3,829**	**1,318**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本						評価・換算差額等		純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	その他利益剰余金					
平成27年4月1日残高	10,951	2,738	230	17,948	△97	31,771	1,948	1,948	33,719
事業年度中の変動額									
特別償却準備金の積立				—		—			—
特別償却準備金の取崩				—		—			—
固定資産圧縮積立金の取崩				—		—			—
剰余金の配当				△1,035		△1,035			△1,035
当期純利益				3,829		3,829			3,829
自己株式の取得					△141	△141			△141
自己株式の処分			0		0	0			0
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							△604	△604	△604
事業年度中の変動額合計	—	—	0	2,794	△140	2,653	△604	△604	2,049
平成28年3月31日残高	10,951	2,738	230	20,742	△238	34,425	1,343	1,343	35,769

(注1) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(注2) その他利益剰余金の内訳

	特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	合計
平成27年4月1日残高	16	506	8,970	8,455	17,948
事業年度中の変動額					
特別償却準備金の積立	0			△0	—
特別償却準備金の取崩	△5			5	—
固定資産圧縮積立金の取崩		△506		506	—
剰余金の配当				△1,035	△1,035
当期純利益				3,829	3,829
自己株式の取得					
自己株式の処分					
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)					
事業年度中の変動額合計	△5	△506	—	3,306	2,794
平成28年3月31日残高	11	—	8,970	11,761	20,742

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

バンドー化学株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 増村正之 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、バンドー化学株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、バンドー化学株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年５月９日

バンドー化学株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 増村正之 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 和田朝喜 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、バンドー化学株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第93期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第93期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と随時意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項および第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について適宜報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③　「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました

④　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を適切に整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」の内容については、指摘すべき事項は認められません。

⑵　計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年５月11日

バンドー化学株式会社　監査役会

常勤監査役	宮　本　伸一郎	㊞
常勤監査役(社外監査役)	松　坂　隆　廣	㊞
監　査　役(社外監査役)	紀　伊　　博	㊞
監　査　役(社外監査役)	多　田　　徹	㊞

以　上

定時株主総会
会場のご案内

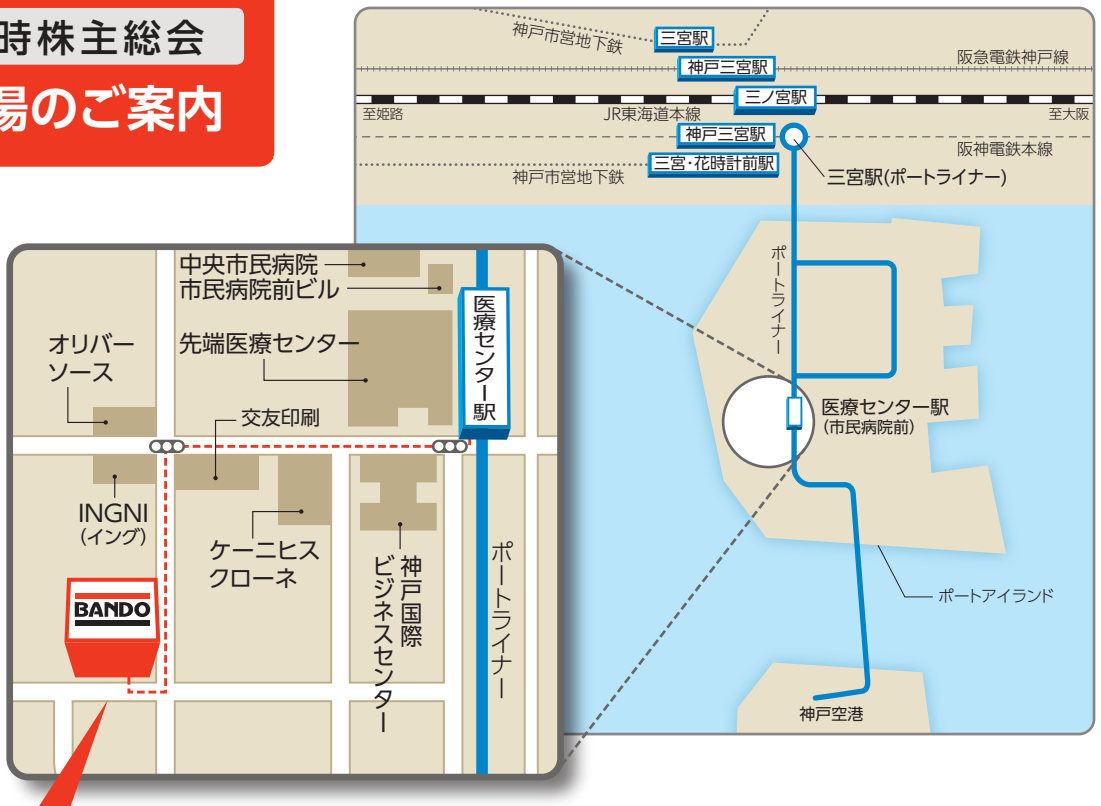



株主総会 会場

バンドー化学株式会社

〒650-0047 神戸市中央区港島南町４丁目６番６号
TEL.(078)304-2923

交通のご案内

神戸新交通ポートライナー
＜「神戸空港」行きに乗車＞
「医療センター(市民病院前)」駅下車…徒歩約8分

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C022337
VEGETABLE OIL INK
UD FONT
バンドーグループは環境にやさしい事業を推進していきます
eco moving